

宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金実施要領

第1 通則

宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、宿泊施設感染防止対策強化事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及びこの実施要領（以下、「要領」という。）の定めるところによる。

第2 定義

- (1) 宿泊施設感染防止対策強化事業とは、要綱第2(1)に規定する事業とする。
- (2) 新たな需要に対応するための取組事業とは、要綱第2(2)に規定する事業とする。

第3 補助対象事業者

- (1) 補助対象事業者は、要綱第2(3)に規定する事業者とする。
- (2) 補助対象事業者は、補助金の執行に係る全ての責任を負うこととする。

第4 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、要綱第3に掲げる宿泊施設感染防止対策強化事業並びに新たな需要に対応するための取組事業の実施に要する経費とする。
- (2) 補助対象経費に、国、県又は市町の補助金等が充当された場合又は充当される予定の場合には、その金額を補助対象経費から控除する。
- (3) 補助事業については区分経理を行うこと。
- (4) 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額や支払日等が確認できるものに限る。

附則

この要領は、令和3年度分の補助金に適用する。

この要領は、令和4年3月31日に限り、その効力を失う。